



広島県報

号 外
第 89 号発行所 広島県総務部
総務管理同文書法制室
発行部 2,700円
購読

目 次

公安委員会規則

広島県歡樂的雰囲気や過度に助長する風俗案内の防止に
関する条例施行規則

(別表要約編)

公安委員会規則

広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成18年5月8日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

広島県公安委員会規則第9号

広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例(平成18年広島県条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(風俗案内の開始の届出)

第2条 条例第3条第1項の規定による届出は、別記様式第1号の風俗案内開始届出書により行わなければならない。

2 条例第3条第1項第3号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人である場合にあつては生年月日、法人である場合にあつては代表者の住所及び生年月日
- (2) 事業所における業務の実施を統括して管理する者の氏名、住所及び生年月日
- (3) 風俗案内を開始しようとする年月日

(変更等の届出)

第3条 条例第3条第2項の規定による届出は、同条第1項各号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては別記様式第2号の変更届出書により、風俗案内をやめた場合にあつては別記様式第3号の廃止届出書により行わなければならない。

(届出書の提出部数及び提出先)

第4条 第2条第1項及び前条に規定する届出書は、正本1部及び写し1部を提出しなければならない。

2 前項の届出書は、当該届出書に係る事業所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。ただし、同時に2以上の事業所について前条の届出(第2条第2項第2号又は第3号に掲げる事項の変更に係るものを除く。)を行う場合には、そのいずれか一の事業所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出することができる。

(騒音の数値及び測定方法)

第5条 条例第4条第2号の公安委員会規則で定める騒音に係る数値は、別表の左欄に掲げる地域ごとに同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

2 騒音の測定方法は、事業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本工業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音の大きさの決定は、測定値の90パーセントレンジの上端値とする。

(表示等を禁止する写真、絵その他の物品に関する基準)

第6条 条例第4条第3号の公安委員会規則で定める写真、絵その他の物品に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 客の性的好奇心に応じてその客に接触する行為を表すもの
- (2) 歡樂的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなす行為を表すもの
- (3) 性具その他の性的な行為の用に供する物品を表すもの
- (4) 条例第2条各号に掲げる営業に従事している者又は従事していた者を表すもの
- (5) 全裸又は半裸の人の姿態(衣服が透けた状態を含む。)を表すもの

- (6) 人の陰部、胸部又はでん部を強調して表すもの
- (7) 人の通常衣服等で覆われている身体又は下着が見える状態にある姿態を表すもの
- (8) 水着又は条例第 2 条各号に掲げる営業に用いられる衣装を着用した人の姿態を表すもの
- (9) 人を表すものに、営業所の名称（営業の広告又は宣伝をする場合に使用する呼称を含む。以下同じ。）又は氏名若しくは通称を併せたもの（人を表すものと営業所の名称又は氏名若しくは通称を表すものとを分けて表示し、掲出し、又は配置する場合を含む。）
- (10) 人を表すものの数が 5 以上あるもの（人を表すものを複数表示し、掲出し、又は配置することにより 5 以上になる場合を含む。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな行為を表すもの（表示等を禁止する文字、数字その他の記号に関する基準）

第 7 条 条例第 4 条第 4 号の公安委員会規則で定める文字、数字その他の記号に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 2 条第 1 号に規定する営業を表すもの
- (2) 条例第 2 条第 2 号の営業所での卑わいな行為を表すもの
- (3) 客の性的好奇心に応じてその客に接触する行為を表すもの
- (4) 性具その他の性的な行為の用に供する物品を表すもの
- (5) 全裸、半裸又は下着を着用していない状態を表すもの
- (6) 陰部、胸部又はでん部を表すもので、卑わいな感じを与えるもの
- (7) 人を表すもので、事業所に表示し、又は表示したものを掲出し、若しくは配置することにより卑わいな感じを与えるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな表現をするもの（中止命令等）

第 8 条 条例第 5 条の規定による命令は、別記様式第 4 号の中止命令書により行うものとする。

（報告等の要求）
 第 9 条 条例第 6 条第 1 項の規定による報告又は資料の提出の要求は、別記様式第 5 号の報告等要求書により行うものとする。

（身分を示す証明書）
 第 10 条 条例第 6 条第 2 項の身分を示す証明書は、別記様式第 6 号のとおりとする。
 附 則
 この公安委員会規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

地 域	数		値
	昼 間	夜 間	
第一種低層住宅専用地域	50	45	45
第二種中高層住宅専用地域	デシベル	デシベル	デシベル
第三種中高層住宅専用地域	デシベル	デシベル	デシベル
近隣商業用地地域	65	55	50
工業専用地域	デシベル	デシベル	デシベル
用途地域の指定のない地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

備考 1 左欄に掲げる地域については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定するものをいう。
 2 右欄の「昼間」とは日出時から日没時までの時間、「夜間」とは日没時から翌日の午前零時までの時間、「深夜」とは午前零時から日出時までの時間をいう。

(別記)
様式第 1 号 (第 2 条関係)

受理年月日		受理番号	
風 俗 案 内 開 始 届 出 書			
広島県歡樂的霏囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第 3 条第 1 項 の規定により届出をします。			
年 月 日		年 月 日	
広島県公安委員会 様			
届出者の氏名又は名称及び住所			
Ⓔ			
(ふりがな)			
氏 名 又 は 名 称			
住 所	〒 - - 電話 () - -		
生 年 月 日	年 月 日生		
(ふりがな)			
事 業 所 の 名 称			
事 業 所 の 所 在 地	〒 - - 電話 () - -		
(ふりがな)			
氏 名			
住 所	〒 - - 電話 () - -		
生 年 月 日	年 月 日生		
(ふりがな)			
住 所	〒 - - 電話 () - -		
生 年 月 日	年 月 日生		
風俗案内を開始しようとする年月日	年 月 日		
管 轄 警 察 署	警察署	受理者	Ⓔ

備考 1 印欄には、記載しないこと。
 2 届出者は、その氏名を自署により記載する場合にあつては、押印を省略することができる。
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

受理年月日		受理番号	
変 更 届 出 書			
広島県歡樂的霏囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第 3 条第 2 項 の規定により届出をします。			
年 月 日		年 月 日	
広島県公安委員会 様			
届出者の氏名又は名称及び住所			
Ⓔ			
(ふりがな)			
氏 名 又 は 名 称			
住 所	〒 - - 電話 () - -		
(ふりがな)			
法 人 に あ つ て は 氏 名			
事 業 所 の 名 称			
事 業 所 の 所 在 地	〒 - - 電話 () - -		
変 更 年 月 日	年 月 日		
	新	旧	
変更事項			
変更の事由			
管 轄 警 察 署	警察署	受理者	Ⓔ

備考 1 印欄には、記載しないこと。
 2 届出者は、その氏名を自署により記載する場合にあつては、押印を省略することができる。
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

受理年月日	受理番号
廃 止 届 出 書 広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第 3 条第 2 項の規定により届出をします。 年 月 日 広島県公安委員会 様 届出者の氏名又は名称及び住所	
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称	
(ふりがな) 住 所	〒 - - 電話 () - -
法人にあっては、名 その代表者の氏名 (ふりがな)	
事業所の名称	
事業所の所在地	〒 - - 電話 () - -
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 事 由	
管 轄 警 察 署	警察署 受理者 (印)

備考 1 印欄には、記載しないこと。
 2 届出者は、その氏名を自署により記載する場合には、押印を省略することができます。
 3 「廃止の事由」欄には、廃止の理由となった事実を具体的に記載すること。
 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 4 号 (第 8 条関係)

広島県公安委員会指令第 号 事業者の住所 (法人の場合は、事務所の所在地) 事業者の氏名 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) 様 中 止 命 令 書 広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第 5 条の規定により、次のとおり命令する。 年 月 日 広島県公安委員会 委員長 印
1 命令の内容 2 命令をする理由

(教示事項)
 この処分不服があるときは、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 6 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。
 また、この処分があったことを知った日 (広島県公安委員会に対して上記異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県公安委員会の決定があったことを知った日) の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます (訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第5号 (第9条関係)

広島県公安委員会指令第 号 事業者の住所 (法人の場合は、事務所の所在地) 事業者の氏名 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) 様 報告等要求書 広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第6条第1項 の規定により、次のとおり 報告 資料の提出 を求めます。 年 月 日 広島県公安委員会 委員長 印	
事業所の名称	
事業所の所在地	
報告事項又は 提出資料	
報告又は資料 提出の期限	年 月 日まで
報告又は提出先	

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第6号 (第10条関係)

(表)

身分証明書 官 職 氏 名 写 真 24.0 22.0 86.0 (裏) 54.0
--

上記の者は、広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第6条第1項の規定により立入調査を行う警察職員であることを証明する。
 年 月 日
 広島県公安委員会
 印

広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例 (抜粋)

(報告の徴収及び立入調査)

第6条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、その事業所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。